

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 別表に掲げる内閣府の所管する法令及び当該法令に基づく命令（告示を含む。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律若しくは命令（告示を含む。）、又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の定めるところによる。</p>	<p>内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして別表に掲げる内閣府の所管する法令及び当該法令に基づく命令（告示を含む。）に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用し、又は行われる場合については、他の法律若しくは命令（告示を含む。）、又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。</p>

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて金融庁長官が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、金融庁長官が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項(次号に掲げる事項を除く。)

二 「略」

「項を削る。」

「条を加える。」

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、金融庁長官が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を法第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに替えて、金融庁長官が告示で定めるところにより、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項(次号に掲げる事項を除く。)

二 「同上」

2 申請等を行う者が、前項第二号に規定する書面等のうち金融庁長官が告示で定めるものに記載されている事項を入力するときは、行政機関等は、金融庁長官が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

2|| 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定する申請等を除く。）を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

「一〜四 略」

「項を削る。」

3|| 「略」

（氏名等を明らかにする措置）

第五条 法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項各号に掲げるものと併せ

3|| 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定する申請等を除く。）を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

「一〜四 同上」

4|| 法令の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、金融庁長官が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5|| 「同上」

（氏名等を明らかにする措置）

第四条 法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う申請等を記録した情報に電子署名を行い、前条第三項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信する

て送信することをいう。

2 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することをいう。

3 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものを付することをいう。

(情報通信技術による手数料の納付)

第六条 法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、第四条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第七条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

ことをいう。

2 法第四条第四項及び第六条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等を記録した情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することをいう。

「項を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある
あると行政機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第八条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定に基づき、又は準じて、処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

「項を削る。」

「条を加える。」

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 行政機関等が、法第四条第一項の規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を当該電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2|| 前項に規定する場合を除き、行政機関等は、処分通知等を受ける者が

「項を削る。」

金融庁長官が告示で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3|| 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く。）を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2|| 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

3|| 書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた

4|| 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

5|| 書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当

場合は、当該処分通知等を受けた者は、金融庁長官が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4|| 「略」

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十條 法第七條第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出
- 三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一條 法第七條第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある行政機関等が認める場合

該処分通知等を受けた者は、金融庁長官が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

6|| 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

(電磁的記録による縦覧等)

第十二条 行政機関等が、法第八条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき、又は準じて、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 行政機関等が、法第五条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 行政機関等が、法第六条第一項の規定に基づき、又は準じて、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。